吉富町子ども医療費支給制度について

1. 吉富町内の保護者と同一世帯に住所を有する１８歳まで（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者）の子どもが対象です。

※次の方は対象外です。

婚姻している方、保護者から扶養されていない方、生活保護受給者、ひとり親等家

庭医療制度の受給者、重度障害者医療制度の受給者

1. 吉富町の子ども医療証は、福岡県内及び大分県中津市内の保険医療機関で使用が可能です。
2. 医療機関を受診される際には、必ず保険証と一緒に子ども医療証を窓口にて提示し

てください。

1. 入院されるときは、保険証と子ども医療証の他に、「限度額適用・標準負担額減額認

定証」（限度額認定証）を必ず提示してください。（限度額認定証の交付申請は、加

入されている医療保険者にお尋ねください。）

※もし、入院の際に限度額認定証を提示されなかった場合は、後日、役場福祉保険課

窓口にて高額療養費請求に係る手続きをしなければならないことがあります。

**※県外の医療機関を受診された場合（子ども医療証が使えなかった場合）**

・受診された医療機関の領収書

・子ども医療証

・振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

・お子さんの個人番号（マイナンバー）がわかるもの

をお持ちになり、役場子育て健康課の窓口にて医療費の払い戻しの申請手続きを

してください。

（領収書は必ず各医療機関で受診された1ケ月分をまとめて持ってきてください。）

**◆子ども医療自己負担額**

　　○就学前まで　…　外来、入院ともに無料

　　○小・中学生、高校生　…　外来：800円/月　　入院：無料

　　　　　※　ひと月、診療機関ごとの自己負担額

　　　　　※　院外処方薬局はすべて無料

　　　　　※　子ども医療は保険診療のみ支給の対象となります。

食事療養費及び保険外金額については支給対象外となります。

問合せ先

吉富町子育て健康課

TEL：0979-24-1133